

電気通信事故検証会議
周知広報・連絡体制ワーキンググループ（第3回）
議事要旨

- 1 日時
令和4年11月29日（火） 10時00分～10時31分
- 2 場所
Web開催
- 3 出席者
 - (1) 構成員
内田主査、臼田構成員、加藤構成員、土屋構成員、堀越構成員、山口構成員
 - (2) 電気通信事業者等
東日本電信電話株式会社（山本）、西日本電信電話株式会社（立木）、
株式会社NTTドコモ（坂本）、KDDI株式会社（鈴木）、
沖縄セルラー電話株式会社（大城）、ソフトバンク株式会社（倉野）、
楽天モバイル株式会社（林）、一般社団法人電気通信事業者協会（金子）、
一般社団法人テレコムサービス協会（向山）、
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（井手）、
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（堀内）、
 - (3) オブザーバー
内閣府政策統括官（防災担当）、警察庁、消防庁、海上保安庁
 - (4) 総務省
木村電気通信事業部長、山口電気通信技術システム課長、西浦安全・信頼性対策室長
- 4 議事
 - (1) 周知広報・連絡体制ワーキンググループ取りまとめ（案）について
事務局から、資料3-1に基づき、説明が行われた。
主な質疑応答は以下のとおり。

【堀越構成員】

利用者視点で考えますと、LINEの扱いなど、やはり設備ベースの規律で考えていきますと、若干現実に即していないという実態も出てきているかと思えます。今後、自社設備を持たずクラウドサービス上で携帯電話のコア網を設ける例も出てくるかと思えます。そういう点を考えますと、いずれ電気通信事業法を、設備ベースから機能ベースへ、立付けを見直していく必要性も出てきているかと思えます。とはいえ、現在の電気通信事業法を根本から変えることになるので、大仕事になるかと思えますけれども、ぜひいずれチャレンジしていただけたらと思っています。

【西浦安全・信頼性対策室長（事務局）】

設備を持たないクラウド事業者なども登場し、電気通信回線設備と同等の機能を提供するようなサービスも現れてきているところです。そういう時代の変化も踏まえつつ、設備規律の在り方をどう考えていくべきなのかにつきましては、課題として認識しておりますので、またこの場とは別の場になるかと思えますが、我々としても引き続き検討していきたいと考えております。

【内田主査】

実際に今後ガイドライン等としてとりまとめていくスケジュール、流れについて御

説明をお願いできますでしょうか。

【西浦安全・信頼性対策室長（事務局）】

対象事業者も多く、あまり拙速に結論を導くべきではないという考え方もあるかと思っておりますので、もう一度、12月14日に第4回を開催させていただき、御議論いただいた上で、この報告書案に関してのパブリックコメントの手続を進めていきたいと考えております。パブリックコメントは12月中下旬頃から手続を進めさせていただく形になるかと思いますが、皆様からパブリックコメントでいただいた御意見をどう反映するかに関して、またもう一度ワーキンググループを年明けに開催させていただき、報告書の「案」が取れるような形で公表して、セットできればと考えております。そのセットされた報告書を踏まえて、改めて総務省でガイドライン案を作成し、また改めてパブリックコメントの手続を経て、年度内もしくは4月少し越えてしまうかもしれませんが、それぐらいのタイミングでガイドラインの完成という形で手続を進めていけたらと考えております。

【内田主査】

非常に丁寧なステップを踏んでいくということがよく分かりました。

【関谷構成員】

電話が繋がらない、来る筈の電話が来ない等の事情が理解でき、安心感を与えると考えられるという点ですが、ガイドラインで安心感というものを提示する、言及するというのに若干違和感があり、ライフラインとして最低限の情報を提供する必要があると考えられるとか、事業者の義務というような形で記述した方が望ましいのではないかと、若干表現の問題があると思いました。

もう1点ですが、細かいところですが、「CM枠」という記述があったと思いますが、これはテレビのことをイメージしていると思います。テレビだとCMというより、むしろ普通に、コマーシャルメッセージでなく「広告枠」というように言った方がいいと思うので、「CM」という文言を変更いただければと思います。

【西浦安全・信頼性対策室長（事務局）】

御指摘を踏まえて、表現ぶりに修正を加えたいと思います。

【一般社団法人テレコムサービス協会（向山）】

資料24ページの一番下のほうで、指定公共機関は監督官庁である総務省に云々というところで、30分以内に初報を出すを書いてあります。それ以外の機関に関してはホームページで出しますと書いてあります。25ページの上から5行目「これに加え、総務省及びMVNO/FVNO事業者に対しては事故原因についても伝えることが考えられる」となっております。先ほどの24ページでは「ホームページに掲載」と書いてあって、今度25ページでは、要するにホームページ掲載に加え事業者に対しては事故原因も伝えると書いてありますが、これは、ホームページにMVNO向けの情報を特別載せるという仕組みなのかが分かりづらく、どのようにやるのかという素朴な疑問がございます。

【西浦安全・信頼性対策室長（事務局）】

ここは「ホームページに初報掲載後速やかに連絡を求めることが適当」という形にしていますので、初報でホームページに掲載した後、速やかにMVNOなどにも個別に連絡をするという考え方を記載しているつもりです。これはホームページを通じてMVNOに連絡をしろということではなくて、初報を掲載した後に、個別にMVNOに連絡をするという形でイメージいただければ幸いです。

【一般社団法人テレコムサービス協会（向山）】

そういう意味ですね。分かりました。

【内田主査】

今後の進め方について改めて御説明いただければと思います。

【西浦安全・信頼性対策室長（事務局）】

先ほど説明させていただきましたとおり、報告書案につきましてもう一度御議論いただければと思っており、12月中旬にワーキンググループを開催させていただいて、改めて御議論いただいた後に取りまとめて、その後パブリックコメントの手続に入りたいと考えております。また年明け、パブリックコメントの御意見を踏まえて、どのように報告書案に修正を加えるべきなのかについて御議論いただく場をまた、1月下旬か2月上旬ぐらいになるかと思っておりますが、開催させていただきます。その際には、この報告書にも記載しておりました、事業者での用語の共通化などの協議結果も出るタイミングかと思っておりますので、その場で改めて用語の共通化などについても、事業者様からの協議結果を御報告いただき、改めてそこで御議論いただければというふうに考えているところです。

【内田主査】

どうもありがとうございました。

(2) 閉会

以上